

第4章 地域福祉を推進するための取組

基本目標1 支え合う地域づくり

(1) ふれあいの場や機会の充実

地域の人が気軽にふれあうことができる身近な居場所や機会の充実とともに、集いの場に参加するきっかけづくりや、参加しやすい環境づくりを推進します。

«住民の役割»

- 日頃から地域の人と挨拶や声かけ等を行います。
- 地域の活動に積極的に参加します。
- 地域の行事や集いの場に、近所の人をさそい、より多くの人が参加できるよう努めます。ふれあうことでの日頃から良好な関係を築きます。

«地域の役割»

- 団体、事業者の活動として住民が交流する機会をつくります。
- 行事や活動に、住民が参加しやすい工夫をします。

«町の主な取組»

交流の場づくりの推進	高齢者、障がいのある人、子育て家庭等、地域の誰もが気軽に参加できる身近な集いの場づくりを推進します。
地域団体等が実施する交流・場づくりへの支援	地域団体等が開催する交流の場づくりの活動を支援するとともに、住民への活動等の情報提供を行います。

«町社会福祉協議会の取組»

ふれあい活動の推進	<ul style="list-style-type: none">● 高齢者等、誰もが参加しやすい「ふれあい・いきいきサロン」の開設や内容の充実を支援し、交流の機会の拡充を図ります。● 「ふれあい・いきいきサロン」の増設や担い手を育成するための研修会を開催するとともに、より多くの方の参加に向け、啓発を行います。● 地域団体等が実施する「こども食堂」など、地域の居場所づくりを推進し、地域における交流の機会を拡充します。
-----------	---

(2) ともに支え合い、助け合う人材の育成

住民の地域活動への参加に向けた取組や学習機会の充実を図るとともに、参加しやすい環境を整備します。

また、地域福祉に関する理解を深めるための啓発を推進します。

«住民の役割»

- 地域福祉に関して理解を深め、自身が福祉活動の担い手であるという意識をもつます。
- 地域の活動やボランティア活動に関心をもち、研修や活動に積極的に参加します。

«地域の役割»

- 住民が、活動に参加しやすい体制づくりを進めます。
- 住民に、活動の情報をわかりやすく伝えます。

«町の主な取組»

地域福祉に関する啓発の推進	町広報紙、ホームページ、メール、LINE 等を活用し、地域福祉に関する活動等の情報を発信します。
地域活動における男女共同参画の拡大	自治会長や消防団員・自主防災組織への女性登用など、男女分け隔てなく地域の一員として主体的に地域活動への参画ができるよう支援します。
地域福祉活動に関する人材の育成	町社会福祉協議会と連携し、生活支援体制整備事業の充実・拡大を図り、住民の地域活動への積極的な参加の働きかけを行うことにより、今後の地域を担う人材の掘り起こし、育成に努めます。

«町社会福祉協議会の取組»

ボランティアの育成	<ul style="list-style-type: none"> ● 研修会や講習会を実施し、幅広い分野でのボランティアを育成するとともに、資質の向上を図ります。 ● ボランティア連絡協議会と連携して、ボランティア活動に関する情報提供の充実を図ります。 ● 住民のボランティア活動への関心を深めたり、参加のきっかけとするため、社協だよりによる啓発を行うとともに、社協まつり等の機会を活用して活動の周知を行います。 ● 住民の支え合いの精神を基調とした有償による在宅福祉サービスである「あいサービス事業」の有償ボランティアの人数や地域の拡充を図ります。
-----------	---

(3) 人権を尊重する意識づくり

一人ひとりが人権問題を自分のこととして捉え、人権尊重の理念が生活の一部として定着した地域づくりに向けて啓発を推進するとともに、虐待やDV（ドメスティックバイオレンス）を未然に防ぐための見守りや相談体制の充実を図ります。

«住民の役割»

- 人権について正しく理解し、すべての人の人権を尊重します。
- 虐待やDV（ドメスティックバイオレンス）の被害にあっている人を見かけたり、その疑いがあると感じた場合は、適切な機関に相談します。

«地域の役割»

- 地域活動において、すべての人の人権を尊重します。
- 虐待やDV（ドメスティックバイオレンス）の被害にあっている人を見かけたり、その疑いがあると感じた場合は、適切な機関に相談するとともに、必要な支援に協力します。

«町の主な取組»

人権に関する啓発の推進	人権侵害や差別をなくすための啓発、教育を推進します。
虐待やDVに関する相談体制の充実	虐待やDV（ドメスティックバイオレンス）に関する相談体制の充実を図るとともに、住民への周知、相談しやすい環境づくりを推進します。また、家庭内で虐待を行った擁護者または保護者が抱えている問題にも着目し、必要な支援に結びつけます。
地域の関係機関の連携強化	虐待やDV（ドメスティックバイオレンス）の防止、早期発見、早期対応を図るため、関係機関との連携体制を強化します。

«町社会福祉協議会の取組»

虐待やDVに関する関係団体・機関との連携強化	民生委員・児童委員等、地域の関係団体・機関と連携を図り、虐待やDV（ドメスティックバイオレンス）の防止、早期発見、早期対応を図ります。
------------------------	---

(4) 地域がつながり、支え合う体制づくり

住民、地域団体、事業者、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会、町等、すべての地域の構成員がそれぞれの役割や専門性、強みを活かして地域福祉を推進するため、連携強化を図ります。

«住民の役割»

- 自身が福祉活動の担い手であるという意識をもち、できることから取り組みます。

«地域の役割»

- 地域の団体同士や関係機関との連携を強化し、活動を行います。

«町の主な取組»

地域の関係機関・団体の連携の促進	地域団体、ボランティア団体、NPO団体、事業者、民生委員・児童委員等と地域の関係機関の連携を促進します。
地域の活動を促進する情報の収集及び提供	民生委員・児童委員や地域の団体、ボランティア団体等の活動にかかる情報を町民に広く周知、啓発します。
生活支援コーディネーターの配置	生活支援体制整備事業における生活支援コーディネーターを配置し、地域の支え合い活動を支援します。
町社会福祉協議会の基盤の整備強化	町社会福祉協議会の運営費の助成や業務連携を充実し、行政との協働による地域福祉を推進します。

«町社会福祉協議会の取組»

地域の関係機関・団体との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 町と連携して、生活支援体制整備事業の充実・拡大を図ります。 ● 地域団体やボランティア団体等の連携を支援します。 ● 地域団体、ボランティア団体、NPO団体、事業者、民生委員・児童委員、関係機関と連携を図り、活動を推進します。
社会福祉を目的とする事業の推進	社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進など、地域における社会福祉を目的とする多様なサービスを提供し、公的サービスとの協働を促進します。

基本目標2 安心して生活できる地域づくり

(1) 福祉サービスの提供の充実

高齢者、障がいのある人、子どもを含め、地域に暮らすすべての人が住み慣れた地域の中で自分らしく生活を送るため、必要な福祉サービスや支援を利用できる体制の充実を図ります。

«住民の役割»

- 町の広報紙やホームページ等から必要な情報を収集します。

«地域の役割»

- 地域で生活支援サービスを提供する仕組みをつくります。

«町の主な取組»

高齢者福祉サービスの充実	高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、介護保険サービスや福祉サービスの提供体制の充実を図ります。
障がい者福祉サービスの充実	障がいのある人が、自らの選択によって必要な福祉サービスを受けることができるよう、障害福祉サービス等の充実を図ります。
子育て支援サービスの充実	子どもが健やかに成長し、地域で幸せに暮らすことができるよう、子どもの成長や子育てを支援するサービスの充実を図ります。
移動手段の充実	乗降場所が決まっている買い物送迎サービスから町内どこでも乗降可能になる予約型定額乗合タクシー「のりーね」に変更し、移動手段の充実を図ります。
情報提供の充実	町広報紙、ホームページ等を活用し、福祉サービスや福祉制度の周知を図ります。

«町社会福祉協議会の取組»

福祉サービスの提供	<ul style="list-style-type: none">● 配食サービス、寝具洗濯乾燥消毒サービス、訪問理美容サービス、あいサービス事業等、高齢者の在宅での生活を支援するサービスを提供します。● 地域団体等が実施する「こども食堂」など、子育てを支援する取組を拡充します。
-----------	--

(2) 生活困窮者への支援の充実

地域の関係機関や専門家等と幅広く連携し、相談体制を強化することにより、困窮状態にある人を早期に発見し、速やかに必要な支援につなげる体制の充実を図ります。

«住民の役割»

- 日常生活で困ったことがある場合は、町や町社会福祉協議会等の適切な相談窓口に相談します。
- 周囲で経済的に生活が困難になった人がいた場合、相談窓口につなぎます。

«地域の役割»

- 地域で経済的に生活が困難になった人がいた場合、町や町社会福祉協議会等の適切な相談窓口につなぎます。
- 生活困窮者の住居や就労の場の創出に努めます。

«町の主な取組»

生活困窮者自立支援制度の推進	制度の狭間にある人や既存の制度や支援では対応できない人等も含め、生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことにより生活困窮状態からの早期自立を図るため、県の社会福祉事務所や町社会福祉協議会など関係機関と連携し、生活困窮者自立支援制度の活用につながるよう、包括的な支援を行います。
罪を犯した人の社会復帰支援の推進	高齢者や障がい者等をはじめ、保健医療、福祉等の支援を必要とする罪を犯した人に対し、保護司や関係機関等と連携し、必要な保健医療・福祉サービス、住まい、就労、その他生活困窮への支援等を適切に提供します。

«町社会福祉協議会の取組»

生活困窮者への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 県や町及び関係機関との連携を図り、生活困窮者の自立等を支援するための相談体制の充実を図ります。 ● 生活困窮者に対して必要な資金の貸付を行います。 ● 地域団体等が実施する「こども食堂」の支援やフードバンクとの連携など、食の支援が必要な人に対し適切な支援を行います。
--------------	---

(3) 見守り体制の強化

困難な状況にある人を早期に把握し、必要な支援につなぐため、地域の見守り体制の強化を図ります。

«住民の役割»

- ひとり暮らし高齢者や障がいのある人など、地域で支援が必要な人への声かけや見守りを行います。
- 地域の見守りネットワークの活動に関心を持ち、参加します。

«地域の役割»

- ひとり暮らし高齢者や障がいのある人など、地域で支援が必要な住民を把握し、声かけや見守りを行います。

«町の主な取組»

見守りネットワークの強化	徘徊の心配等があり事前に登録している人の見守りを行う「高齢者見守りネットワーク」体制の強化を図ります。
緊急通報装置設置運営事業の実施	高齢者の独居世帯や高齢者のみの世帯などに緊急通報装置を設置することにより、緊急事態発生時における対処を支援するとともに、緊急事態に対する不安の解消、日常生活の安全確保、生活サポート等に関する各種相談サービスを推進します。
生きることの包括的な支援を推進するための地域におけるネットワークの強化	「誰も自殺に追い込まれることのないまち」の実現を目指し、地域におけるネットワークの強化などの自殺対策を推進します。
防犯パトロールの強化	「防犯パトロール」について住民に周知を行うとともに参加者を増やし、見守り体制を強化します。
消費者保護の強化	消費生活に関する情報提供を進め、町民からの相談や苦情に適切に対応し、自立的かつ合理的な消費行動がとれるよう支援します。

«町社会福祉協議会の取組»

地域の見守り活動の促進	民生委員・児童委員などと連携を図り、福祉の輪づくり運動による地域の見守り体制や活動を促進します。
-------------	--

(4) 災害時の支援体制の強化

地域の団体等と連携を図り、災害時に支援が必要な住民を把握し、見守り、助け合う体制を整備します。

«住民の役割»

- 地域の防災訓練への参加や各種防災マップの確認等により、災害発生時への準備を行います。
- 災害時の避難に支援が必要な場合は、「避難行動要支援者」に登録します。
- 避難行動に支援が必要な人を事前に把握し、災害時の避難の方法の検討や日常的な見守りを行います。

«地域の役割»

- 活動を通じて、災害時にひとりで避難できない人を把握します。
- 災害時に、地域の人の安否確認や避難の手助けを行います。
- 地域で、防災訓練や避難訓練を行います。

«町の主な取組»

緊急時における支援体制の整備	避難行動要支援者の避難行動支援に関する制度について住民に周知を図るとともに、地域の支援者や地域の関係機関と連携して支援体制を整備します。また、個別避難計画作成に向けた取組を推進します。
自主防災組織の育成	研修や情報提供により、自主防災組織の体制強化のための支援を行います。
防災に関する啓発の推進	防災に関する啓発行事を開催し、防災についての理解促進を図ります。
防災活動における女性の参画の推進	災害時のニーズの違いに対応するため男女ともに防災活動に参加できるよう、積極的な女性の参画に努め支援します。

«町社会福祉協議会の取組»

災害時におけるボランティア活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 町内の災害ボランティアの育成支援を行います。 ● 災害時に町が設置する「災害ボランティアセンター」の適切な運営のため、平時から準備を行います。 ● 「救急医療情報キット」を配布し、緊急時の迅速な対応体制を推進します。
--------------------	--

(5) 人にやさしいまちづくりの推進

ユニバーサルデザインやバリアフリーに関する啓発を推進するとともに、道路や施設の整備にあたって誰もが利用しやすいように努めます。

«住民の役割»

- 障がいの特性や高齢者の特徴を理解し、支え合うことで心のバリアをなくします。
- ユニバーサルデザインに対する理解を深めます。
- 「あいサポートター」になり、障がいのある人への支援の輪を広げます。

«地域の役割»

- 地域における心のバリアフリーを推進するとともに、福祉施設のバリアフリー化を推進します。
- 活動の中で、ユニバーサルデザインに対応した製品の導入を促進します。

«町の主な取組»

ユニバーサルデザインの普及啓発	ユニバーサルデザインの考え方について啓発を行うとともに、ユニバーサルデザイン製品の普及促進を図ります。
バリアフリーの促進	道路、公園等の公共施設の整備にあたり、視覚障がい者誘導用ブロックの敷設や障がい者等が利用しやすいトイレの設置等を積極的に推進します。
「あいサポート運動」に関する普及啓発	「あいサポートター」の養成、「サポートマーク」の普及、「あいサポート運動」の啓発を行います。

«町社会福祉協議会の取組»

ユニバーサルデザイン、バリアフリーに関する普及啓発	<ul style="list-style-type: none">● 地域や学校で、障がい者や高齢者の移動や生活の困難さを疑似体験するなどの研修や講習を行い、住民のユニバーサルデザインやバリアフリーの必要性の理解を促進します。● 福祉車両や車いす等の貸し出しを行い、移動支援や生活環境の整備を図ります。
---------------------------	---

基本目標3 地域共生社会を実現する体制づくり

(1) 包括的な支援体制の整備

支援が必要な人の様々な課題を的確に把握し、必要な支援につなぐため、総合的な相談体制を整備するとともに、複合的な課題に対応するため、各分野の関係機関・団体等の連携体制の強化を図ります。

«住民の役割»

- ひとりで悩まず、身近な人に相談します。
- 地域の問題に気付いたらひとりで抱え込みず、身近な人や地域の関係機関に相談します。

«地域の役割»

- 地域で悩んでいる人や困っている人を把握し、地域の相談機関につなぎます。
- 地域活動の中で、気軽に相談できる関係性や機会をつくります。

«町の主な取組»

相談支援の推進	庁内の関係課が連携し、本人、世帯の属性にかかわらず、介護、障がい、子育て、生活困窮等の相談支援を一体的に受け止める相談支援体制を整備します。
必要な支援を行うための多機関協働事業の推進	介護、障がい、子育て、生活困窮、虐待、ヤングケアラー等の生活課題等について、関係機関や団体等との連携を強化し、実態把握、情報提供、相談対応や必要な支援につなぐなど、包括的な相談支援体制の充実を図ります。また、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めるなど、対応の調整を行う体制づくりを推進します。
アウトリーチ等を通じた継続支援の推進	社会や人とのかかわりが困難な人など、必要な支援が届いていない人を、訪問等を通じて継続して見守り、支援につなげるための体制づくりを推進します。

«町社会福祉協議会の取組»

総合相談支援体制の充実強化	既存の相談支援機関の連携強化や相談員の資質向上等、総合相談支援体制の充実強化を図ります。
---------------	--

(2) 情報提供体制の充実

福祉サービスや支援が必要な本人や家族に、サービスの情報が伝わる体制の充実を図ります。

«住民の役割»

- 町広報紙やホームページ、LINE等から必要な情報を入手します。
- 家族や地域の人に、自分が知っている福祉サービスに関する情報を伝えます。

«地域の役割»

- 団体の活動の情報を住民に提供します。
- 福祉サービスや地域の見守り活動、支援の情報を住民に提供します。

«町の主な取組»

情報提供体制の充実	町広報紙、ホームページ、パンフレット等の各種広報媒体を活用し、福祉サービスや福祉制度の紹介を行い、周知を図るとともに、SNS等を活用した情報提供に取り組みます。
関係機関・団体と連携を図った情報提供体制の構築	自治会、ボランティア団体、事業者、民生委員・児童委員等と連携を図り、情報提供体制の充実を図ります。
情報提供における高齢者や障がいのある人等への配慮	高齢者及び障がいのある人等に情報が届くよう、ユニバーサルデザインの考え方に基づき提供方法について配慮します。

«町社会福祉協議会の取組»

情報提供体制の充実	<ul style="list-style-type: none">● 社協だよりやホームページ等を活用し、幅広い世代に福祉に関する情報を提供します。● 地域で見守りを行う民生委員・児童委員や地域の関係団体等と連携し、福祉に関する情報を提供します。
-----------	---

(3) 権利擁護体制の強化

判断能力が不十分な高齢者や障がいのある人の権利を擁護するため、地域連携ネットワークを構築します。また、成年後見制度の利用を促進するため、制度や相談窓口の周知を図るとともに、支援体制の充実を図ります。

«住民の役割»

- 成年後見制度や日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）等の権利擁護に関する理解を深めます。
- 地域で判断能力の低下に伴う支援が必要な人がいたら、地域の相談窓口につなぎます。

«地域の役割»

- 認知症高齢者等、判断能力の低下に伴う支援が必要な人を早期に発見し、支援につなぎます。
- 成年後見制度や日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）等の権利擁護に関する理解を深め、住民に情報提供を行います。

«町の主な取組»

地域連携ネットワークの構築	地域連携ネットワークを構築し、権利擁護に関する関係機関や専門家が認識や方向性を共有し、本町の実情にあった体制を整備します。
成年後見制度の利用促進と支援体制の充実	成年後見制度や日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の利用を促進するため、制度の普及啓発を図るとともに、支援体制の充実を図ります。

«町社会福祉協議会の取組»

権利擁護事業の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）や成年後見制度に関する普及啓発を図ります。 ● 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）を行う専門員や生活支援員の資質の向上に努めます。
-------------	---